会員の皆様へ

「一般保証制度」を ご利用ください！！

この制度は、宅建業法の制度として
公益社団法人 不動産保証協会のみが実施する不動産業界唯一の制度です



「一般保証制度」は、
公益社団法人不動産保証協会が
会員の皆様へご利用をお願いする制度で、お客様からの
更なる信頼を得ていただくこと
が期待できます。

一般保証制度
ご案内短編動画

一般保証制度のご案内

うら面をご覧ください

公益社団法人 全日本不動産協会
公益社団法人 不動産保証協会

「一般保証制度」は、会員の皆様がお客様から受領する金銭を取引が完了するまでお客様のために保証する制度です。

ポイント

- ご利用は**「無料」**です。
- **「1,000万円」**まで保証します。
- **「契約前、契約後」**でも利用できます。
- **「完成物件・未完成物件」**を問いません。
- 当制度は保管する制度ではないため、**「保証の対象金銭を受領できます」**。
- 「ご利用は簡単」です。保全義務が生じた場合の手付金等保管制度に比べ**格段に利用しやすい制度**です。

ご利用方法

- 申込書は当協会の会員専用ホームページより**「ダウンロード」**できます。
- ご利用の際は、お取引で用意されている契約書(写)、重要事項説明書(写)、取引物件の登記事項証明書(写)を添えて申込書(1枚)を所属地方本部へご提出ください。
- お申込後、審査の上、**「保証証書を発行」**しますので、お客様にお渡しください。
- ご相談は所属地方本部又は総本部までご連絡ください。

「会員の取引態様」に応じた保証対象金銭

「売主」の場合・・・・・・買主から受領する「手付金等」

「媒介」の場合・・・・・・「報酬」(契約時半金分)

「売主代理」の場合・・・・売主から受領する「報酬」(契約時半金分)

「買主代理」の場合・・・・買主からの預り金(「手付金等」)及び「報酬」(契約時半金分)

※賃貸の媒介、代理の場合も上記の取引態様に準じます。

・全日の公益社団法人不動産保証協会、独自の画期的な消費者保護の制度です。
・消費者の皆様が支払う大切な手付金、媒介手数料を保証する制度です。

会員との取引では制度利用で手付金、媒介手数料が保証されます

協会が連帯保証することで消費者の不安を取りのぞけます

営業ツールとして利用すれば会社の信頼度もアップ

公益社団法人 全日本不動産協会
公益社団法人 不動産保証協会

〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町 3-30　TEL: 03-3263-7030　FAX: 03-3239-2198

一般保証制度
ご案内短編動画